

■ 時間・暮らしと景観との関わりを意識した良好な景観形成のために配慮すべき事項

※金沢市景観計画第2章 2-11より抜粋

景観形成基準に加え、地域に応じた特徴ある暮らしや時間の移り変わりを意識した配慮が望まれます。以下に、時間や暮らしとの関わりを意識した良好な景観形成に向けて配慮すべき事項を示します。

(1) 景観形成区域【伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域】

項目	配慮事項
時間に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域の建築物・工作物については、経年変化とともに味わいや趣きを感じられるような素材の採用等により、伝統的な街並みと調和した景観形成に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域の建築物・工作物については、洗練された風格と落ち着きを感じられるような形態意匠や素材の採用等により、金沢の都心軸にふさわしい景観形成に配慮する。 ・緑化については、四季の変化が感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。 ・夜間においても、魅力や趣きを感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域においては、藩政期から残る区域特有の地割に根ざした建築物や庭の配置によって確保されている日照や通風等の良好な住環境の継承に配慮する。 ・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域においては、地域の生活・生業等との関わりを意識し、親しみや落ち着きを五感で感じられる景観の創出に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域においては、小広場やたまり空間をできるかぎり設け、イベント空間として活用するなど、賑わいと魅力を感じられる景観の創出に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域における建築物の道路に面した低層部は、ショーウィンドー等のディスプレイ空間の設置など、賑わいと魅力ある歩行景観に寄与する空間の創出に配慮する。 ・金沢の特徴的な景観資源である斜面緑地や惣構跡・用水に隣接する敷地では、積極的に修景に活かし、金沢らしい魅力ある生活空間の創出に配慮する。 ・周辺の施設・歩道や敷地内・建築物内との歩行動線の関係に留意し、ユニバーサルデザインと景観が調和した歩行空間の確保に配慮する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や工作物、広告物、緑化空間のほか、ごみ集積場や駐輪場など、敷地内の適切な維持管理を行い、地域として美しく誇りを持つような景観の維持・確保に配慮する。 ・行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和を意識した遮へいや修景に配慮する。

(2) 景観形成区域以外【重要広域幹線景観形成区域、景観計画区域（その他の区域）】

項目	配慮事項
時間に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・経年劣化により見苦しくならないような素材・材料の使用に配慮する。・緑化については、四季の変化が感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。・日中だけでなく、夜間でも魅力が感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに関する事項	<ul style="list-style-type: none">・当該地と地域の生活・生業等との関わりを意識した景観形成に配慮する。・敷地内においては、ベンチや緑化空間の設置により、近隣住民等の地域コミュニティに寄与する憩い空間や休憩できる空間の創出に配慮する。・周辺の既存の住宅地や集落から見た場合、景観上、大きな違和感が生じないように配慮する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">・敷地内の既存施設・設備等について、周辺景観と調和していない場合は、建築物や工作物の増築や改築等の機会に合わせて、改善するよう配慮する。・建築物や工作物、広告物、緑化空間のほか、ごみ集積場や駐輪場など、敷地内の適切な維持管理を行い、地域として美しく誇りを持つような景観の維持・確保に配慮する。・行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和を意識した遮へいや修景に配慮する。